

令和 6 年度 第 6 回丹波市農業委員会
定例総会議事録

令和 6 年 9 月 25 日

令和6年度 第6回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年9月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧	
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 萩野 恭敏	5番 兼古 善明
	6番 平松 稔久	7番 福井 優	8番 山本 浩子
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 萩野 一喜
(春日地域)	12番 萩野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	20番 和田 憲治
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 萩野 広	23番 橋本 慶子
	24番 米田 豊		

○欠席委員 (1名)

19番 野垣 克巳

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 農地法第3条の規定による申請の取下願について

報告第 4 号 農地法第5条の規定による申請の取下願について

5. 閉会

1. 開会

○議長 定刻になりましたので、会議を始めます。

ただいまより、令和6年度第6回丹波市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会、在任24名中、議席番号19番の野垣委員から欠席届が提出されております。出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号12番の荻野委員、議席番号13番の小橋委員、両委員よろしくお願ひいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

- ～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号27番 ～
- ～ 議案第1号 区分地上権設定 番号1番 ～
- ～ 議案第2号 賃貸借権設定・一時 番号1番 ～
- ～ 議案第3号 番号3番 ～
- ～ 報告第2号 番号2番、番号4番 ～
- ～ 報告第3号 番号1番 ～
- ～ 報告第4号 番号1番 ～

○議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号13番、議案第3号、番号3番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局からの説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号6番、番号7番は、同一申請のため併議とさせていただきます。

そのほか、今説明がありましたように、番号11番につきましては、議案第3号の番号3番と併議にさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願ひいたします。

○委員 番号1番、番号2番、番号3番は、譲受人が同一のため、一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番、番号2番、番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページに示しています。

譲受人の拠点とする実家が氷上地域内にありますが、農作業は第三者に委託することになっていて、水稻及び黒大豆を栽培する計画になっています。

なお、譲受人が所有する未申請の転用農地が確認されたため、誓約書が添付されています。誓約書は、昭和54年頃、父が駐車場を確保するため、農地を造成し、現在も露天駐車場として利用していました。11月の農業委員会に非農地証明願を提出します。との内容になっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

野菜を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

野菜を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、番号6番と番号7番は、同一申請のため、一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番と番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

小豆を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は10ページに

示しています。

果樹を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

譲受人は、以前よりこの農地で水稻を栽培しており、この農地を取得した上で、これまでどおり水稻を作付けされるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいというものです。図面は12ページにあります。

今現在も、耕作しておりますので、引き続き耕作したいということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、番号11番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、こちらに移住されまして、農業をしていきたいということで、まず非農地証明願が出ております。議案第3号の番号3番が拠点となる住宅ですが、こちらについて譲渡人から非農地証明願が提出されております。

地域委員会で確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和46年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

その拠点の道向かいの農地について、農地法第3条の許可申請が出ており、譲受人が耕作していきたいということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、申請地内に、農業用倉庫が建っており、譲受人から2アール未満の届が出されております。経過書が添付されております。

今般上記土地に対して、農地法施行規則第29条第1項に規定する、農業用施設等に転用届を提出いたしますが、現在本件土地上には、昭和58年に建築された農業用倉庫が既に建っており、今後もその状況のまま、農業用倉庫として利用するものです。これは、譲渡人のお父さんが建てられたということです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法の第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

作物につきましては、栗の栽培を予定しています。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、水稻、野菜、果樹を栽培する等、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

なお、この申請をするに当たり、譲受人の畠が、宅地、山林となっており、宅地については昭和40年頃から、山林については昭和30年頃からとなっております。早急に是正して、申請手続を履行するという誓約書が提出されております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番、番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番、議案第3号の番号3番、報告第2号の番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 機械等は。

○委員 耕運機と草刈機は所有されています。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第3号の番号3番につきまして、証明書を交付すること、またそこを拠点として、議案第1号の番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第3号の番号3番につきましては、証明書を交付すること、また議案第1号の番号11番については、許可すべきものと決定いたします。

なお、関連の報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号14番、番号15番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、譲受人は、譲渡人から農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

野菜を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号16番、番号17番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号16番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番につきましては、農地を売買によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。図面は18ページ、19ページに示しております。

なお、18ページの農地につきましては、以前から譲受人が耕作している農地でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページ示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号18番～番号22番、報告第2号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号18番と番号19番は、譲受人が同一ですので、議席番号〇番の〇〇が一括して説明をさせていただきます。

番号18番と番号19番は、農地を贈与により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号20番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は22ページに示しております。

譲受人は、新規に農地を購入し、栗と柚子を栽培される予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号21番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は23ページに示しております。

譲受人は、新規に農地を購入し、水稻を栽培される予定でございますが、譲受人は隣接の町に在住されておりまして、通作距離も遠く、近くに拠点をお持ちでございませんので、それに農機具も所有されておりませんが、取得をされる農地が存在する地域には、農業法人がありまして、当面はその法人に農作業を委託する形で、自分もその作業を学びながら、将来的には拠点や農機具を調達して、自ら農業をしたいと考えられております。

草刈りや水の管理は、譲受人が行う予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号22番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は24ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には、申請地内に農業用倉庫が建っているため、同時に2アール未満の届出がされており、経過書が添付されています。

経過書の内容は、譲渡人の父親が、昭和40年頃に農業用倉庫として建設し、利用されていました。軽量鉄骨のスレート葺き平家建て、床面積40平米で、いわゆる作業小屋ですが、今度買われる方がこのままこの小屋を利用されると聞いております。

なお、この作業小屋があるところは小さい畠で、この横側に大きい16アールほどの農地があるんですが、この方は市外から最近転入されたところですので、農業機械はございません。今委託しております営農組合に、少しの間は継続して作業委託されると聞いております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番、報告第2号の番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第2号の番号4番につきまして、御承知おきください。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号23番～番号27番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告ですが、番号23番、番号24番、番号25番につきましては、同一申請でございますので、併議とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号23番、番号24番、番号25番は、同一申請のために、議席番号〇番の〇〇が一括して説明いたします。

番号23番、番号24番、番号25番は、農地を売買により取得し、ブルーベリーのポット栽培を開始しようというものです。

軽トラック、草刈機を既に確保しております。市内に拠点はなく、譲受人の所在地から通いで営農する予定ですが、防草シートを張り、ポット栽培で、自動灌水機を設置するので、問題はないと考えます。将来的に収穫等の繁忙期は、地元雇用の可能性もあるそうです。

また、営農型太陽光発電の設置を計画しております。

図面は、25ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというので、図面は26ページに示しております。

当該農地には、お茶やブルーベリーの作付けを予定しておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号27番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというので、図面は26ページに示しております。

なお、譲受人は、譲渡人から当該農地と農機具、居宅とともに取得し、令和7年3月に移住し、それまでは草刈り等、必要に応じて現地に赴き、農作業に従事される予定でございます。

作物は、白菜、玉葱等の野菜の栽培を計画しておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号23番、番号24番、番号25番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○〇委員。

○委員 聞きもらしたかもしれませんけど、何を作られる。

○委員 ブルーベリーをポットで栽培する。

○委員 ブルーベリー。はい、ありがとうございます。

○議長 ○○委員。

○委員 私もちょっと聞き逃したかも分かりませんけども、1, 813平米の耕作面積がありますけども、この丹波市内にあるんですか。ちょっとその辺。

○委員 いえ、ございません。譲受人の所在の市で耕作しております。丹波市内で取得するのは、この度が初めてでございます。

○委員 道具とかそういう、置き場所がないということですね。

○委員 はい。確認いたしましたら、所在地より運ぶということです。

○委員 その都度。

○委員 その都度持ってくると。

○委員 持ってくるということですね。

○委員 はい。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 1, 813平米の耕作があるようなんんですけど、これはどこにある。

○委員 譲受人の所在地において、サンチュの栽培をしております。

○委員 ああ、サンチュ。

○委員 レタスです。焼き肉を包んだりする。

○委員 ああ、あれ。

○委員 サンチュ栽培をされております。

○委員 チシャ菜やね。

○委員 チシャ菜、はい。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっとよろしいですか。ゆくゆくは、営農型太陽光発電をやるっていうことで、これ全部でやられるの。

○委員 はい。もう計画書が出来ておりますし、この3条申請が許可されましたら、恐らく間に合えば、来月には、営農型で申請されるようとして、ポットのブルーベリーは700株で、6筆あるんですけど、営農型は5筆に計画をされております。

○議長 番号23番、番号24番、番号25番につきまして、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番、番号24番、番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番、番号24番、番号25番については、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号26番については、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条の規定による農地等の区分地上権設定許可申請承認についてを議題としたいと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、区分地上権設定、番号1番、議案第2号、賃貸借権設定・一時、番号1番、報告第3号、番号1番、報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定許可申請承認についての番号1番及び議案第2号、第5条の賃貸借権設定・一時許可申請承認についての番号1番、これに関連して、報告第3号、農地法第3条の申請の取下願、報告第4号、農地法第5条の申請の取下願について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

図面は28ページに示しています。

この案件につきましては、先月のこの会議で、不許可ということで決定されましたが、県への進達をした後、報告第3号、報告第4号のとおりの取下願を今回出されまして、今月は営農者を変更して申請をされたものであります。

先月も説明しましたが、当該農地は、令和3年10月27日から3年間の一時転用許可期間中であります、この期限が今年の10月26日までとなっております。

下部の営農におきましては農地所有者、上部の太陽光発電設備は、事業者が設置しています。

今回の申請は、引き続き農地の所有者が下部の農地において営農を行います。事業者は、一時転用の再許可を受けて、太陽光発電設備の運転事業を継続したいというもので、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、農地法第3条の区分地上権設定も併せて申請するものとなっております。

それから、今回の申請におきましては、下部の農地で栗の栽培をする営農計画と、営農改善計画書が添付されております。

市島地域委員会としましては、先月も申しましたが、現在までの栽培実績のほかに、育成状況、下部農地の営農状況、そして、今回営農改善計画書も提出されました内容を、十分に総合的に審議しましたが、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン、2の（2）の一時転用許可基準で、育成時間を要する作物を栽培する場合における理由書に記載されている内容など、下部の農地における営農の適切な継続が、確実と認められるという許可基準を満たしていないと判断しました。そのため、再許可はできないと考えました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

先月も審議しましたが、一旦申請を取り下げる、耕作者を変更してという内容になります。

3条につきましては、区分地上権を設定すると、そういう許可申請でございます。

5条につきましては、従来の賃貸借権の一時許可申請で、営農型太陽光発電を継続したいという申請の内容になるわけです。

整理する意味で、市島地域委員長から、市島地域委員会で、この結論に至った内容につきまして、皆さんに確認報告をお願いします。

○委員 3条の区分地上権設定で、許可申請が出ているんですが、これはもう地上権やから、審査は最小限でいいんじゃないかと。

ただ、この5条の営農型太陽光発電についての申請は、今も○○委員がおっしゃったとおり、先月は不許可。市島地域委員会でも、この場でも不許可で県に進達していただいたんですけど、県のほうから、もう一回申請し直せということがあつたらしいです。それで、またもう一度、営農計画書を出していただいて、今月現場を見て審査したんですけど、やっぱりこれは、この許可期間の3年間、今後の3年間で、多分あかんやろという判断で、今回も不許可という結論に達したわけです。

現場では手を加えた部分はあるんですけど、このぐらいのポットに、ちょっと高く盛土して、そのまま苗を植えているだけで、灌水設備はちゃんとしてはるんやけど、こんなんで栗ができるのかなといったような意見と、またしても同じことになるだろうという意見で、不許可ということになりました。

○議長 ただいま、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○委員 先月不許可となったときに、この営農型太陽光発電設備は撤去となるものなんですよね。そこでまた区分地上権を設定されるというのは、県がなぜ再申請をしなさいと言ったのかが、全く分からんんですけども。

私、前の勉強会で、最後に質問させていただいたときに、市で決めたことは、県からもう一回審査をしなさいとかっていうことはありますかって聞いたときに、あの担当の方は、「ない。撤去です。」ってはっきりおっしゃられたと思うんですよね。そういうことがあったのに、なぜこういうことになるのかというのが、ちょっと。県の方に聞かないと分からないのかもしれないんですけど、それがあって、また区分地上権の設定というのが、ちょっと何か分からないんですけども。

○議長 ○○委員のおっしゃるとおり、私ども三役としても、そのような感想を持ちましたので、県の担当者と話合い、意見交換をしました。今回につきまして、何でまた申請が出てきたのかということについては、まず、申請を初めから却下するのとは違って、申請者を変えて、再申請をして、もう一度営農型太陽光発電設備について審査をするという状況を、県のところで作るためには、今回もう一度申請ということになるわけです。

前は3条の時点で不許可にしましたので、3条の時点でアウトならば、もう県のところに到達する以前に、まあ言うたら、テーブルには乗らないということになってしまって、今回申請者を変えて、区分地上権を設定することによって、今度は県が判断するというテーブルには乗るということになります。

そのときに、県に対して、5条の一時転用につきましては、不許可という判断を、丹波市農

業委員会としてはしてるんですけども、ただその議論には至ってない。県としては。

ということで、今回再度申請をして、ここで不許可の判断を出しても、県が次の判断をするという手続になります。

県がここでどう判断するかということについては、先日、三役と事務局が一緒に行かせていただいて、丹波農林振興事務所で、所長以下担当者と話をさせていただきました。

あくまで丹波市農業委員会としては、不許可相当として進達しますということを訴えたんですが、そこからは県が判断しますということです。県が判断するんですが、まるまる今のこの時点でオーケーですよということは言えませんと。いろんな審査の書類とかを見て、また現地も見て、検討して判断するという内容でございました。

それが3年間延命される担保になるんですかっていう質問をしたんですが、それはあり得ない。それはその都度、県として、もう1年目で無理ということになれば、撤去の命令を出すなど、そういう手続を順番に踏んでいきます、という回答はいただきましたが、県として判断するテーブルに乗せるためには、この方法しかないですよということで、申請者の方が、本日の申請を出したということでございます。

私たち、丹波市農業委員会としては、地元の地域委員会での確認がございますので、その中で、丹波市農業委員会としての判断をすればいいというふうに、私は思っておりますので、その辺の御判断をいただければというふうに考えております。

ちょっとややこしいんですけど、よろしいでしょうか。

○委員 暫時休憩をお願いします。

○議長 暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開します。

今回のこの案件について、最終的には許可権者は県になりますので、丹波市農業委員会としては、不許可という判断をした、そういうことになりますよね。最終的に県が、当然これはもう不許可だと。そうすると次に、撤去命令を出す。そういうことに手続上は進んでいって、最終的に撤去という形になります。

その辺の指導は、まあ県がやることになります。我々としても、こないだの話合いの中でも懸念を申しあげたんですが、丹波市の対応と、よその市の対応がまちまちやつたらあかんやろということで、県が統一した対応をしてほしいということと、それと今回のように、丹波市内でもこれからたくさんこういう案件が出てくるであろうと考えられます。そういう中で、いわゆる今、○○委員が言わされたように、人を変えたり、作物を変えたりとか、いろんなことをしながら、延命する。そういうことは、我々としては認められないということは、もう既に伝えました。

最終的に、県がそういう確認をして、県として判断するという回答はいただいているので、今回、丹波市農業委員会としての意思を示して、進達するという形で、進めてはどうかというふうに思います。

ただ、どのようになっているとか、今後どういうふうになるようにとか、その辺は継続して、見ておく必要はあるかと思いますし、県の判断が、我々として十分ではないということがあるのであれば、また農業委員会から意見を出すことはできるのではないかなどは思います。

今回は、先ほど言ったような内容等で、市島地域委員会が不許可相当と言っておりますので、丹波市農業委員会としても、市島地域委員会で話し合われた内容で、今審議をさせていただいているという状況であると、御理解をいただきたいと思います。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 営農型太陽光発電設備につきましては、主は農地ですので、太陽光は附属品みたいなものですね。要するに、基本的には3年間で、どれだけ生産があったかということが、一番基本になると思います。やはり言われたように、生産があったか、それともいろいろ努力していたのかという、その辺が一番大きな基本なんじゃないかとも思いますけどね。

市島地域委員会でいろいろと考えられたと思うんですけども、要するに今回の案件につきましては、どうも2年間何も植えてない。作ってないというような状況だったと思います。栗の木を植えたということですけど、そういうような経過とかを見て、果たしてこれからできるのかなという、ちょっと疑問に思ってきますので、その辺を、私としては一番疑問に思っております。

○議長 ○○委員が言われた内容は、市島地域委員会でも、そのような同一内容というふうに考えていて、不許可相当ではないかということで、意見していただいたということです。

ほかに意見等、ございませんでしょうか。

はい、○○委員。

○委員 議席番号○番の○○ですけれども、今回の案件で、要は現地調査とか、いろいろな議論をさせていただきまして、先ほど言わせていただいたような結果を報告させていただいたんですけども、結局、農地法第5条は、県が許可権者になってきますので、要は意見を言いたいということ。

僕も大分いろいろ読んだんですけど、なかなか理解ができないので、ちょっと事務局にお願いしたいなと思っていることがありますて、研修会で営農型太陽光発電のガイドラインとQ&A、いつものQ&Aで説明をいただきまして、僕が感じたのは、この今回の地域でいろいろ考えたのは、営農型太陽光発電設備というのは、要は電気を作るただの設備です。先ほど営農が主ですよと。まさしく僕もそうだと思ってまして、そやけども、健全な農地、今までずっと農地を健全に管理していて、収量も適正にありましたという場面に対して太陽光を付けますと。これに対しての5条は許可しますか、許可しませんか。その判断は収量を8割ぐらい確保する、きちんと営農する内容になっている。

そこら辺は、ガイドラインの初めのほうは収量とかをちゃんと確保できるようにしなさいよ、ということを書いてるんですけども、ガイドラインの5になりますと、もともとの太陽光発電設備が悪くなつて、営農の状況が悪い場合は、それは何でやというのを勘案して、判断しなさいというような文言があるんで、そこら辺はちょっと事務局にちょっと調査していただいて、そこの解釈を農業委員に、何か提示してもらつたら、次、これ以降も、多分こういうことになるかなというふうに、取りあえず悩んだんで、ちょっとそれを読み上げたいと思います。

ガイドラインの9ページ。ガイドラインの5の一時転用許可の期間満了後における再許可の文言の下から4行か5行目ぐらいのことを、今回の農地についてはどう捉えるのか悩んだんです。

○議長 はい。では事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

先ほど、委員のほうから御質問がございました當農型太陽光発電設備の設置が原因とは言えない、やむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや、下部の農地の単収が減少していること等が見受けられる土地である場合には、その事情、及びその他の年の當農の状況を十分勘案して判断するものとする。

この文言に対する御質問ということで、よろしいでしょうか。

端的に答えますと、例えば地震などの自然災害、誰がどう考えても作物ができない状況、こういう場合はやむを得ない事情に該当するというふうに判断されると解釈をしております。

その場合には、その他の年の當農状況ということで、今回當農型の更新に当たって、8割判定のところで、かなり県ともやり取りをしました。その中で、一つ分かったことは、その年のということになってまして、統計数値を使うんですけども、直近の統計数値と、作物の生産状況の報告書の数値で比較して、判定をしていくというふうなことが、見て分かります。

それから、収穫時期に満たないものについては、どのように判定をしていくかということで、その点については、その作物の生育状況ですね。いわゆる生育ステージというものがございまして、その状況で判断をするということになります。

市内で広く栽培がされている作物であれば、こちらでも判断できようかと思いますが、なかなか珍しい作物については、普及センター等の助言が必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 僕が今回やった案件は、10年前の豪雨で、山の土砂崩れがその近郊の圃場に入って、何年か前まで、ただ均しただけの、要は山土のがたがたの圃場やったと聞いてるんです。現状もそういう固い土壌なんで、そこら辺を事業者さんがちゃんと判断できなかつたのは、多分事業者さんのミスです。もともと土壌改良に3年も5年もかかるような圃場で、いきなり作物が生育するなんかという、そこら辺もここの中には入ってるんかなという気がしたんで、ちょっと解釈を教えてほしいなと思ったんですけど。

○事務局 暫時休憩をお願いします。

○議長 ここで一旦休憩にしたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 そしたら、会議を再開します。事務局お願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

毎年2月に提出いただきます作物の生産状況の報告書等から勘案いたしまして、やむを得ない事情には該当しないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 こちらとしてはそういうことになると思います。

先ほど○○委員がおっしゃいましたQ&A、皆さん持っておられると思います。その中で、問86というのがありますて、「下部農地の當農に支障が生じている場合、農業委員会はどのような是正指導をすればよいか」という項目があります。

その中で、恐らく皆さん、當農型をされているところにヒアリングをしたり、現地確認をしたりということになろうかと思います。

そういう中で、まず実績報告書においては、知見を有する者に所見を記載していただくということがございます。その内容につきましては、知見を有する者というのが、申請者から出てくる場合もありますし、外部から出てくるものであれば、地元の農業改良普及センター、そういうところが確認をするのが妥当かなということは、農林振興事務所との話し合いの中でもありました。

そういうふうな中身を確認した上で、農業委員会としては、収量が改善しない状況が継続する場合は、適切な営農の継続に支障があるとして、書面による勧告なり指導というものを、丹波市農業委員会としてもする必要があるというふうに思います。

そこから先は、これは県の判断になりますが、許可条件の違反だということになりますと、設備の撤去等を、結果命じることになりますよということを、伝えておくということも必要ですということが、書いてあります。

ですから、農業委員会としては、常にそのような内容を、営農型太陽光発電をされてるところに確認し、それから営農の助言ができれば助言、またできなければそういう機関を紹介すると、そのような形での取扱いというふうには考えております。

そのような中で、今回、営農が著しく十分でない。また、今後の営農の展開も期待ができないという判断を、市島地域委員会としてされたということで、5条の関係については、不許可相当であるという判断をされたということであろうと、いうふうに思います。

そのような内容につきまして、再度皆さんにお諮りして、進めてまいりたいと思うんですが、今までの内容につきまして、とりあえず質問等、意見等、ございましたらいただきたいと思いますが、いかがですか。

ないようでしたら、市島地域委員会から出されております内容につきまして、それでお諮りしていきたいと思いますが、よろしいですか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

それでは、意見等がないようですので、採決をとります。

まず、報告第3号の、農地法第3条の取下願、及び報告第4号、農地法第5条の取下願については、御承知おきください。

次に、議案第1号の農地法第3条の地上権設定の番号1番については、許可すべきものと決定し、議案第2号の農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番、兵庫県による処分決定と同一許可日、許可期間として、許可書を交付することとし、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番は、不許可相当と意見を付して、進達をすることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第1号の農地法第3条の区分地上権設定の番号1番については、許可すべきものと決定し、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番と、兵庫県による処分決定と同一許可日、許可期間ということで、許可書を交付することとし、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番は、不許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

いろいろと言い回しは難しいんですが、市島地域委員会から出された内容で、皆さんに合意いただいたということです。

○○委員。

○委員 この件に対して、よろしいですか。暫時休憩をお願いします。

○議長 ここで一旦休憩にしたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、建売分譲住宅5区画と露天駐車場として利用するための申請です。図面は31ページ、32ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、売買により取得し、太陽光発電設備を設置するための申請で、図面は33ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該

当するため、第2種農地と判断されると考えます。

なお、この申請書につきましては、隣接農地所有者1名の同意が得られておらず、疎明書が添付されておりますので、その概略を申しあげます。

「今般、農地法第5条第1項の許可申請に必要な隣接同意が取れなかった理由として、以下のとおり申しあげます。」として、経緯が記載されております。

令和5年12月24日に、住所地を訪問しましたが、他の人が居住しており、当該所有者の所在は不明。12月27日には、手紙を郵送しましたが、宛名不明で返送されました。令和6年2月18日に、近隣で聞き込みを行い、息子がいるという情報を得ました。所在は不明であった。以降、日付を省略しますが、4度周辺での聞き込みや、自治会長等に所在を尋ねるも、不明であったという内容です。

この書面の内容は事実であること、また令和5年12月に開催された地元自治会の月例評議委員会に諮られましたが、異議がなかったことを確認しております。

以上のことから、他の隣接所有者、自治会等の同意は得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号10番 ～

～ 報告第2号 番号3番 ～

○議長 議案第3号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番、番号4番、報告第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

水上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は38ページに示しています。

9月13日に確認したところ、現地は、物置となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は12ページに示しています。

9月13日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は39ページに示しています。

9月13日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、報告第2号の番号3番を、議席番号〇番の〇〇が報告します。

番号3番は、隣接地に農業用倉庫が建てられたときに、届出地に越境したものです。図面は39ページに示しています。

なお、現地を確認したところ、一部造成されているため、経過書が添付されています。朗読いたします。

申請地は、現在農業用倉庫になっております。以前は野菜などを作っておりましたが、農業の近代化により、トラクター、コンバインなどの大型農機が増えたため、農業用倉庫を建てる必要が生じ、昭和53年に父が建設しました。

以上のとおりであり、届出地は、昭和53年から農業用倉庫となっております。今後は法令遵守をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番、報告第2号の番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

関連の報告第2号の番号3番につきまして、御承知おきください。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページに示しております。

9月13日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和41年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番、番号7番、番号8番つきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しております。

9月17日に春日地域委員会で確認したところ、現地は宅地の一部となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和57年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号 7 番につきましても、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は 4 2 ページに示しております。

9 月 17 日に春日地域委員会で確認したところ、現地は山林となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 60 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号 8 番につきましても、地目変更のための非農地証明願です。図面は 4 3 ページに示しております。

9 月 17 日に春日地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 5 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号 9 番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号 9 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 4 4 ページに示しております。

9 月 17 日に確認したところ、現地は外壁で囲まれた宅地の庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 60 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 6 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 6 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 6 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 7 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 7 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 7 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は45ページです。

9月12日に確認したところ、現地は露天駐車場・物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 ～

○議長 議案第4号、地籍調査事業における転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 9月12日の山南地域委員会におきまして、現地確認をしたところ、照会がありました地籍調査事業における地目認定につきましては、照会のとおり特に意見はございません。

以上でございます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番と番号2番を、9月13日の氷上地域委員会で確認しました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会

○委員 番号3番から番号7番までを、9月13日の青垣地域委員会において、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会

○委員 番号8番から番号10番までを、9月17日の春日地域委員会において、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会

○委員 番号11番を、9月12日の山南地域委員会において、確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会

○委員 番号12番から番号14番までを、9月12日の市島地域委員会において、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、9月17日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会

○委員 番号2番から番号4番について、9月13日の青垣地域委員会において、確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会

○委員 番号5番から番号8番までを、9月17日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会、青垣地域委員会、春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

農用地利用集積等促進計画につきまして、各地域から出ております。全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 番号1番、番号2番 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足ございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

図面は12ページに示しています。

地域委員会で確認したところ、届出の土地は、一部農業倉庫用地となっておりました。地元自治会等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障がないものと思われます。

始末書が添付されております。

届出地は、昔から野菜を作っていましたが、農業の近代化により、トラクター、田植機など、大型機械を入れる場所が必要となり、平成8年に申請地の一部を埋め立てて、申請者が農業用倉庫を建てました。

現在は、トラクター、農業用資材などを置いております。平成28年より、農業用倉庫と利用しています。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の番号1番につきまして、御承知おきください。

本日の議案は以上でございます。

この後、お手元に農業者年金に関するパンフレットがあると思います。加入推進部長の〇〇委員から、説明がございますので、お聞きください。

○委員 お時間いただきます。議席番号13番の小橋です。

去る9月7日、神戸市の農業共済会館におきまして、農業者年金の説明会があつて、行かせてもらいました。そこでいろいろな説明を受けたんですけども、農業者年金、基本的に法人さん以外の個人事業主さんは、国民年金しか多分入っておられない。その方の老後のための2階の部分ですね、それをぜひ農業者年金でどうですかという説明やつたんですけども、いろいろ、今、新NISAとかいろいろありますけども、ファイナンシャルプランナーが比較しながら、これだけ農業者年金はお得ですよという説明を、3時間にわたって受けました。そこでいただいたパンフレットを、皆さんのお手元に置かせてもらっております。

これが総合的なパンフレットになりまして、あと、一般、女性、若者、税制の優遇とか、そういう個別のパンフレットが4枚あります。

それぞれ一から説明したら長くなるので、説明は省略します。地元に戻られたら、こういう人たち、いてはると思いますので、チラシをお渡しするだけでもいいので、お渡ししていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 質問等はございませんか。

どういう人にお勧めとかありますか。

○委員 このパンフレット、個別のリーフレットのほうですけれども、若者、女性っていうのがあると思います。個人事業主で、配偶者も入れます。ぜひ配偶者にも入っていただいたらどうですかという提案をいただいております。

あと、例えば個人事業主で、水道屋とか大工とか、そういうので、実家の田んぼを兼業的に、週末農業をされてるという方もいらっしゃると思います。

パンフレット自体は、事務局に何部か預けてますので、よろしくお願ひします。

○議長 移住して、新規で始める人とか、そういう方にお勧めです。お声かけをしていただいたらよろしいかと思います。

ほか、この際ですので御質問等、ございませんか。

○委員 これ、話聞きたいという方があれば、事務局に行つたらいいの。

○委員 何部かは預けてます、何部かは。

○委員 いやいや、話聞きたいという方があれば。

○委員 事務局でもいいし、加入推進部長の僕が、時間合わせてお伺いさせてもらうこともできますので。

○議長 農業会議の担当者も説明に来てくれる。

○委員 説明に来てくれます。

○議長 ほかにございませんか。

それでは事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 今月の総会は、会場の変更ということですので、お間違えのないように、またお願ひします。そしたらこの後、農業施策検討委員会がございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議は、これで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年9月25日

議長 田中

議事録署名委員（12番委員） 田中

議事録署名委員（13番委員） 田中